

監 第 2 1 号  
平成 23 年 5 月 30 日

請求人 様

京都市監査委員	繁	隆	夫
同	津	田	早
同	不	室	嘉
同	出	口	康

#### 住民監査請求について（通知）

平成 23 年 4 月 26 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

#### 記

- 1 本件請求は、肩書が上がるごとに給料は上がるが、平成 22 年 3 月 31 日現在、京都市（以下「市」という。）に約 1 兆 9,564 億円の借金があるにもかかわらず、市の職員の肩書を多く置いていることは理解できないとして、市の職員の肩書を減らし、人件費を削ることを求めるものである。
- 2 上記 1 から、本件請求の対象とされている事項は、市長が本件請求時における市の職員の職名を設置していることであると解される。住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実に限られるところ、市の職員の職名を設置することは、市の人事に係る事項であり、同項に掲げられている行為又は事実の類型のいずれにも該当しないことから、本件請求は、同項の規定に適合しているとは認められない。